

亀山市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 1 1 号

亀山市建設工事執行規則の一部を改正する規則

亀山市建設工事執行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「同規則第 2 6 条第 2 項第 2 号」を「契約規則第 2 5 条第 1 項第 2 号」に、「かし担保特約」を「契約の内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という。）において当該契約不適合を保証する特約」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。